

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

目次

一	船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）	1
二	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	7
三	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）	15
四	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	20
五	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	23
六	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	28
七	資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	50
八	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	75
九	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第四百十八号）	156
十	保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）	158

改正案

				<p>（創立総会等について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第十五条第七項の規定において創立総会について法第三十三条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
（略）		（削る）	読み替えられる会社法の規定	
（略）		（削る）	読み替えられる字句	
（略）		（削る）	読み替えられる字句	

現行

				<p>（創立総会等について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第十五条第七項の規定において創立総会について法第三十三条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
（略）		第六項 第三百十条第	読み替えられる会社法の規定	
（略）	電磁的記録	電磁的方法	読み替えられる字句	
（略）	う。 ） する電磁的記録をい 十三条第二項に規定 電磁的記録（同法第	う。 ） する電磁的方法をい 十四条第四項に規定 電磁的方法（同法第	読み替えられる字句	

2 (略)

(代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の  
読替え)

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理人による代理権  
の行使について会社法第三百十條第七項の規定を準用する場合  
におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり  
とする。

(略)		読み替える会 社法の規定	(削る)	読み替えられる字句	(削る)	読み替える字句
-----	--	-----------------	------	-----------	------	---------

2 (略)

(代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の  
読替え)

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理人による代理権  
の行使について会社法第三百十條第六項及び第七項の規定を準  
用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の  
表のとおりとする。

(略)		読み替える会 社法の規定	第三百十條第 六項	読み替えられる字句	電磁的方法	読み替える字句
(略)			電磁的記録			電磁的方法（同法第 十四條第四項に規定 する電磁的方法をい う。）
(略)						電磁的記録（同法第 十三條第二項に規定 する電磁的記録をい う。）

(役員等について準用する会社法の規定の読替え)

(削る)

第八条 法第四十条の規定において役員について会社法第三百六十一條第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百六十一條第一項及び第四項	取締役	役員（船主相互保険組合法第三十五條第一項に規定する役員をいう。）

2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九條第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十九條第四項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

(組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え)

(組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え)

第八條 (略)

(組合の清算について準用する会社法等の規定の読替え)

第九條 (略)

(清算人について準用する法の規定の読替え)

第十條 法第四十八條第二項の規定において清算人について法第三十五條の三第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
-----------	-----	-----------	-----	---------	-----

(削る)

第九條 (略)

(組合の清算について準用する会社法等の規定の読替え)

第十條 (略)

(清算人について準用する法等の規定の読替え)

第十一條 法第四十八條第二項の規定において清算人について法第三十五條の三第六項及び第三十八條の二第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第三十八條の二第四項第三号	理事以外の理事又は監事	清算人以外の清算人			

2 法第四十八條第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九條第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等)

第十一条 (略)

(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え)

第十二条 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十三条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十四条 (略)

(組合が電子公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第三百八十九  
条第四項第二  
号  
電磁的記録を

電磁的記録(船主相  
互保険組合法第十三  
条第二項に規定する  
電磁的記録をいう。  
を)

(定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等)

第十二条 (略)

(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え)

第十三条 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 (略)

(組合が電子公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条  
(略)

第十六条  
(略)

改正案	現行
<p>（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）</p> <p>第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合</p> <p>（禁止される買付条件等の変更）</p> <p>第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）</p> <p>第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 会社法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合</p> <p>（禁止される買付条件等の変更）</p> <p>第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p>

一 (略)

二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権（同条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。第十四条第一項第一号カにおいて同じ。）の割当て

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ・ロ (略)

ハ 株式交付

ニクカ (略)

一 (略)

二 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対する新投資口予約権（同条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。第十四条第一項第一号ワにおいて同じ。）の割当て

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ・ロ (略)

(新設)

ハクカ (略)

ヨ 株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行  
(ワ及びヰに掲げるものを除く。)

タ 自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（カに掲げるものを除く。）

テツ (略)

ネ イからツまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二五 (略)

2 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項若しくは第八百十六條の六第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一條第一項、第百四十九條の三第

カ 株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行  
(ク及びクに掲げるものを除く。)

コ 自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（クに掲げるものを除く。）

ケツ (略)

ツ イからクまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二五 (略)

2 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第百十六條第一項、第百八十二條の四第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一條第一項、第百四十九條の三第一項、第百四十九條の八第

一項、第四百九十九条の八第一項若しくは第四百九十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二〇六 (略)

(重要提案行為等)

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一〇六 (略)

七 株式交換、株式移転、株式交付、会社の分割又は合併

八〇十三 (略)

二〇三 (略)

一項若しくは第四百九十九条の十三第一項の規定による投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等をする場合

二〇六 (略)

(重要提案行為等)

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一〇六 (略)

七 株式交換、株式移転、株式交付、会社の分割又は合併

八〇十三 (略)

二〇三 (略)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合には、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示するほか、インターネットを利用して公衆の縦覧に供するものとする。

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第五十条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八百七十四条第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは	一時自主規制委員の職務を行う者

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合には、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第五十条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八百七十四条第一号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは	一時自主規制委員の職務を行う者

	<p>は代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代</p>	
--	---	--

	<p>は代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第</p>	
--	---	--

	<p>理人又は第七百十四条第三項(第七百十四条の七において準用する場合を含む。)の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者</p>	
(略)		(略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第百六十六条第二項第一号タに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

(上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十九条 法第百六十六条第二項第五号リに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

	<p>三項の事務を承継する社債管理者</p>	
(略)		(略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

(上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十九条 法第百六十六条第二項第五号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十九条の二の四 法第百六十六条第二項第十二号チに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十九条の二の四 法第百六十六条第二項第十二号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

改正案

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百十二条第四項	電磁的記録	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（議決権について準用する会社法の読替え）  
 第四条の四（略）  
 2 法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百十二条第四項	電磁的記録	電磁的記録（信用金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）

（議決権について準用する会社法の読替え）  
 第四条の四（略）  
 2 法第十二条第七項の規定において電磁的方法による議決権の行使について会社法第三百十二条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（清算人等について準用する会社法の読替え）

第九條の三 削除

第九條の三 法第六十四條の規定において金庫の清算人について  
 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的  
 〔読替へは、次の表のとおりとする。〕

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三百五十七條 第一項	株式会社 株主（監査役設置 会社にあつては、 監査役）	清算金庫 監事
第三百六十條第 一項	株式を有する株主 株式会社	会員である者 清算金庫
第三百六十一條 第一項	株式会社	清算金庫
第三百八十一條 第二項、第三百 八十五條第一項 及び第三百八十 六條第一項（見 出しを含む。）	監査役設置会社	清算金庫
第三百八十六條 第二項	第三百四十九條第 四項	信用金庫法第三十 五條の九第一項

<p>第四百三十条（見出しを含む。）</p>	<p>監査役設置会社 役員等 株式会社</p>	<p>清算金庫 清算人又は監事 清算金庫</p>
<p>2 法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える会社法の規定 第八百四十七条第一項及び第三項から第五項まで</p>	<p>読み替えられる字句 株式会社</p>	<p>読み替える字句 清算金庫</p>
<p>第八百四十八条</p>	<p>株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）</p>	<p>清算金庫</p>
<p>第八百四十九条第一項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>清算金庫</p>
<p>第八百四十九条</p>	<p>株式会社等、株式</p>	<p>清算金庫が、</p>

<p>第三項 第八百四十九条 第三項第一号 第八百四十九条 第四項及び第五 項、第八百五十 条第一項から第 三項まで、第八 百五十二条第一 項及び第二項並 びに第八百五十</p>		<p>株式会社が等 監査役設置会社 株式会社の区分 交換等完全親会社 又は最終完全親会 社等が、当該株式 会社等、当該株式 交換等完全親会社 の株式交換等完全 子会社又は当該最 終完全親会社等の 完全子会社等であ る株式会社の</p>	<p>清算金庫 清算金庫 清算金庫の区分</p>
---	--	---	----------------------------------

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)		
第九条の五	法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(略)	(略)	(略)
第二百四十六条の二	商業登記法	信用金庫法第八十五条において準用する商業登記法
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)		
第九条の五	法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
(新設)	(新設)	(新設)
読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
三条第一項		

四 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案

現行

第二条の二 削除

（監事について準用する会社法の読替え）

第二条の二 法第五条の六の規定において監事について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十三条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十三条第二項	第三百六十六条第一項ただし書	中小企業等協同組合法第三十六条の六第六項において準用する第三百六十六条第一項ただし書

（会計監査人について準用する会社法の読替え）

第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四十五条第一

（会計監査人について準用する会社法の読替え）

第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の

項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)

第五条の三 削除

規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)

(信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え)

第五条の三 法第六条の二第二項の規定において信用協同組合等の清算人について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「役員等」とあるのは、「清算人又は監事」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十六条第二項	第四項	中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項



改正案

現行

第四条の三 削除

<p>（清算人等について準用する会社法の読み替え）</p> <p>第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について          会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的          読み替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える会社          法の規定</p>	<p>読み替えられる字          句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三百五十七條          第一項</p>	<p>株式会社</p>	<p>清算金庫</p>	<p>監事</p>	<p>株式会社</p>
<p>第三百六十條第          一項</p>	<p>株式を有する株主</p>	<p>会員である者</p>		<p>株式会社</p>
<p>第三百六十一條          第一項</p>	<p>株式会社</p>	<p>清算金庫</p>		<p>株式会社</p>
<p>第三百八十一條          第二項、第三百          八十五條第一項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>清算金庫</p>		<p>監査役設置会社</p>

及び第三百八十六 条第一項（見 出しを含む。）		
第三百八十六 条第二項	第三百四十九 条第四項 監査役設置 会社	労働金庫法第 三十 七条の七第一 項
第四百三十 条（見出しを 含む。）	役員等 株式会社	清算人又は 監事 清算金庫
2 法第六十八 条の規定にお いて金庫の清 算人の責任を 追及するに 関しては、同 法の規定にお ける同法の規 定に準ずる。 <p>2 法第六十八条の規定において金庫の清算人の責任を追及する 訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社 法の規定 第八百四十七 条第一項及び 第三項から第 五項まで	読み替えられる 字句 株式会社	読み替える字 句 清算金庫
第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社 （以下この節 にお	清算金庫

	いて「株式会社等 」という。」	
第八百四十九条 第一項	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条 第三項	株式会社等、株式 交換等完全親会社 又は最終完全親会 社等が、当該株式 会社等、当該株式 交換等完全親会社 の株式交換等完全 子会社又は当該最 終完全親会社等の 完全子会社等であ る株式会社のもの	清算金庫が、
	株式会社の区分	
第八百四十九条 第三項第一号	監査役設置会社	清算金庫の区分
第八百四十九条	株式会社等	清算金庫
第四項及び第五 項、第八百五十		

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第百四十六条の二	商業登記法	労働金庫法第八十九条において準用する商業登記法

条第一項から第三項まで、第八百五十二条第一項及び第二項並びに第八百五十三条第一項

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)



改正案	現行
<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の五 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 法第九十六条の九の四第三項（法第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）</p> <p>十三〇十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第四条の五 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与等について準用する会社法の規定の読替え）</p>

(削る)

第五条 法第三十三条の二第二項の規定において同条第一項の場合については会社法第二百二十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする<sup>1</sup>。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第二項	株主	社員又は総代

2 法第三十三条の二第二項の規定において同項において準用する会社法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて同法第八百五十一条第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十一条第一項第二号	若しくはその完全親会社の株式を取得したとき	の社員となったとき
第八百五十一条第三項	株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会	相互会社又は合併後存続する相互会社

	社
--	---

(特定相互会社)

第五条 (略)

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の二 (略)

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替

え)

第五条の三 (略)

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五条の四 (略)

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替

え)

第五条の五 (略)

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

(特定相互会社)

第五条の二 (略)

(特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の三 (略)

(社員総会招集請求権について準用する会社法の規定の読替

え)

第五条の四 (略)

(特定相互会社の提案権に係る人数)

第五条の五 (略)

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替

え)

第五条の六 (略)

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の六 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員  
 總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えにつ  
 いて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項（  
 第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における  
 これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする  
 。

(略)	読み替える会 社法の規定		(削る)	(略)	読み替えられる字句			
	(略)	(略)				(削る)	(略)	読み替えられる字句
	(略)	(略)						

第五條の七 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員  
 總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えにつ  
 いて会社法第八百三十五條第一項、第八百三十六條第一項及び  
 第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定  
 を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、  
 次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会 社法の規定		株主又は設立時株 主	(略)	読み替えられる字句			
	(略)	(略)				社員	(略)	社員が取締役、監査 役、執行役又は清算 人
	(略)	(略)						

（議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の七 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第三百十条第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

（総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の八 (略)

（総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の九 (略)

（議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の八 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第三項及び第四項	株主	総代
(略)	(略)	(略)

（総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の九 (略)

（総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の十 (略)

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の十 法第四十九条第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定		(削る)	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句			
	(略)	(略)						(削る)	(略)	(削る)
	(略)	(略)						(削る)	(略)	(削る)

(相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五条の十一 法第四十九条第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定		第八百三十六條第一項	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句				
	(略)	(略)						(略)	(略)	株主又は設立時株主	社員
	(略)	(略)						株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	社員が取締役、監査役、執行役又は清算人		

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の十一 (略)

(削る)

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の十二 (略)

(社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第九条の二 法第六十一条の七第八項の規定において社債管理者について会社法第七百九条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九条第二項	第七百五条第一項	保険業法第六十一条の七第一項

(相互会社が社債を発行する場合について準用する会社法の規定の読替え)

第九条の三 法第六十一条の八第二項の規定において相互会社が社債を発行する場合について会社法第七百十六条、第七百二十四条第二項、第七百二十九条第一項、第七百三十三条、第七百四十条第二項及び第七百四十一条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)

りとする。

読み替える会社法の規定	第七百十六條	第七百二十四條第二項第一号	第七百二十九條第一項	第七百三十三條第一号	第七百四十條第二項
読み替えられる字句	この法律	第七百六條第一項各号	第七百七條	第六百七十六條	第七百二條
読み替える字句	保険業法	第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條並びに保険業法第六十一條の七第四項	保険業法第六十一條の七第八項において準用する第七百七條	保険業法第六十一條	保険業法第六十一條の六

第七百四十一 条第三項	第七百五條第一項	保 險 業 法 第 六 十 一 條 の 七 第 一 項
----------------	----------	--

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第九條の二 (略)

(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え)

第九條の三 法第六十三條の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四條第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四條第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保 險 業 法 第 五 十 一 條 の 二 第 一 号 に 規 定 す る 業 務 執 行 取 締 役 を い う。 ） 又 は 執 行 役

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第九條の四 (略)

(相互会社の解散の命令について準用する会社法の規定の読替え)

第九條の五 法第六十三條の二の規定において相互会社の解散の命令について会社法第八百二十四條第一項第三号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十四條第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	業務執行取締役（保 險 業 法 第 五 十 三 條 の 二 第 二 項 に 規 定 す る 業 務 執 行 取 締 役 を い う。 ） 又 は 執 行 役

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の

読替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記  
について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定  
を準用する場合には、同法（第十二条の二第五項、第二  
十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第  
五十三条までを除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」  
と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とある  
のは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と  
読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

読み替える商 業登記法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十六条第 一項	(略)	(略)
第四十六条第 四項	監査等委員会設置会 社	監査等委員会設置会 社（保険業法第二十 条の十第二項に規定 する監査等委員会設

読替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記  
について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定  
を準用する場合には、同法（第十二条の二第五項、第二  
十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第  
五十三条までを除く。）の規定中「商号」とあるのは「名称」  
と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とある  
のは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と  
読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

読み替える商 業登記法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十六条第 一項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第五十四條第二項第三号		第五十四條第一項	第二項	第四十八條第三項	第四十七條第三項	第四十六條第五項	
(略)	(略)	(略)	監査等委員	(略)	(略)	(略)	社 指名委員会等設置会	
(略)	(略)	(略)	監査等委員（保険業法第二條第十九項に規定する監査等委員をいう。）	(略)	(略)	(略)	社（保険業法第三十條の十第九項に規定する指名委員会等設置会をいう。第五十四條第一項において同じ。）	置会社をいう。第五十四條第一項において同じ。）

(略)	第五十四條第二項第三号		(新設)	第二項	第四十八條第二項	第四十七條第三項	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(新設)	

		2 (略)	
		<p>(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)          第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第四項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
第七十四条第三項	(略)	(略)	(略)
前項」と、同法第七	<p>において、これらの規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時株主」とあるのは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と</p>	読み替える法 の規定	読み替えられる字句 の規定
前項	において	読み替える法 の規定	読み替えられる字句 の規定

		2 (略)	
		<p>(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)          第十一条の四 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第一項並びに第七十四条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
第七十四条第三項	(略)	(略)	(略)
前項」と、同法第七	これらの規定	読み替える法 の規定	読み替えられる字句 の規定
前項	<p>これらの規定（同法第七十五条第三項及び第四項、第七十六条第五項、第七十八条並びに第八十一条第三項を除く。）</p>	読み替える法 の規定	読み替えられる字句 の規定

第七十四条第 四項及び第六 項	保険契約者	十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」とあるのは「社員」
	総代	総代、

2 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第三項前段の規定を準用する場合における同項前段において準用する会社法第三百十条第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定 (略)	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更

第七十四条第 六項	保険契約者	十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」とあるのは「社員」
	総代	

2 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第三項前段の規定を準用する場合における同項前段において準用する会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定 (略)	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式会社	組織変更をする株式会社（組織変更後にあっては、組織変更

第六十七条		読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
設立時株主	発起人		読み替えられる字句		
総代	会社	組織変更をする株式会社	読み替える字句	後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。） 八項において同じ。	
					<p>（略）</p> <p>第三百十條第八項</p> <p>株式会社</p> <p>組織変更をする株式会社</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

第六十八条第一項		読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>3 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
掲げる事項を定めた	二週間（前条第一項第三号又は第四号に		読み替えられる字句		
	二週間		読み替える字句	後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。） （略）	
					<p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

三項	第六十八條第		設立時株主	發起人	<p>發起人</p> <p>二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））</p>
設立時株主	組織変更をする株式	<p>組織変更をする株式</p> <p>二週間</p>	総代	組織変更をする株式	<p>組織変更をする株式</p> <p>二週間</p>

	<p>ときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間（当該設立しようとする株式会社が取締役設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）</p>	
--	--	--

第七十六条第	四項	第七十五条第	(略)	二項	第七十五条第	一項	第七十五条第	三項及び第四	第七十一条第	二項	第七十一条	第一項及び第	に第七十一条	第七十条並び
発起人	(略)	(略)	(略)	設立時株主	設立時株主	発起人	設立時株主	発起人	発起人	創立総会参考書類	設立時株主	設立時株主	発起人	発起人
組織変更をする株式	(略)	(略)	(略)	総代	総代	組織変更をする株式 会社	組織変更をする株式 会社	組織変更をする株式 会社	組織変更をする株式 会社	考書類	保険契約者総代会参	総代	会社	組織変更をする株式 会社

(新設)	四項	第七十五条第	(略)							二項	第七十条並び	第一項及び第	に第七十一条	第七十条並び
(新設)	(略)	(略)	(略)								創立総会参考書類			創立総会参考書類
(新設)	(略)	(略)	(略)								考書類			保険契約者総代会参 考書類

第一項	第七十六条第 二項	設立時株主 発起人	設立時株主 発起人	会社	会社
第三項	第七十六条第 三項	設立時株主	設立時株主	総代	総代
第四項	第七十六条第 四項	発起人 が定めた場所	発起人 が定めた場所	組織変更をする株式 会社 の本店	組織変更をする株式 会社 の本店
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十一条第 二項	発起人が定めた場所 (株式会社の成立後 にあつては、その本 店。同条第二項にお いて同じ。	発起人が定めた場所 (株式会社の成立後 にあつては、その本 店。同条第二項にお いて同じ。	発起人が定めた場所 (株式会社の成立後 にあつては、その本 店。同条第二項にお いて同じ。	組織変更をする株式 会社の本店(組織変 更後にあつては、組 織変更後相互会社の 主たる事務所	組織変更をする株式 会社の本店(組織変 更後にあつては、組 織変更後相互会社の 主たる事務所

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第七十六条第 四項	第七十六条第 四項	が定めた場所	が定めた場所	の本店	の本店
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第八十一条第 二項	株式会社の成立後に あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	株式会社の成立後に あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	株式会社の成立後に あつては、当該株式 会社。次条第二項に おいて同じ。	組織変更後にあつて は、組織変更後相互 会社	組織変更後にあつて は、組織変更後相互 会社



十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十条第四号	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十条第五号	前条第四号に掲げる	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	資本金の額が保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する	(略)

(組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する場合における

十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十条第五号	(新設)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項

るこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(削る)	読み替える会社法の規定
(略)	(削る)	読み替えられる字句
(略)	(削る)	読み替える字句

の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第八百三十六 条第一項	読み替える会社法の規定
(略)	株主又は設立時株主 に対し 株主が取締役、監査 役、執行役若しくは 清算人であるとき、 又は当該設立時株主 が設立時取締役若し くは設立時監査役で あるとき	読み替えられる字句 会社の組織に関する 訴えであつて、株主 又は設立時株主が提 起することができる もの
(略)	社員であつた者若し くは株主であつた者 又は株主に対し 社員であつた者若し くは株主であつた者 又は株主が取締役、 監査役、執行役又は 清算人であるとき	読み替える字句 組織変更の無効の訴 え

(削る)

(清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定)

(清算人について準用する会社法の規定の読替え)  
第十八条の三 法第八十条の八第四項の規定において清算人について会社法第三百五十三条から第三百五十五条まで、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百六十条第一項及び第三百六十一条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	株式会社	読み替えられる字句
第三百五十三 条から第三百 五十五条まで 、第三百五十 六条第一項各 号、第三百五 十七条第一項 、第三百六十 条第一項及び 第三百六十一 条第一項	清算相互会社	読み替える字句

(清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定)

<p>の読替え)</p> <p>第十八条の三 (略)</p>	<p>の読替え)</p> <p>第十八条の四 (略)</p>
<p>(清算人会設置相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の四 (略)</p>	<p>(清算人会設置相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の五 (略)</p>
<p>(清算人会設置相互会社の清算人会の運営について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の五 (略)</p>	<p>(清算人会設置相互会社の清算人会の運営について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の六 (略)</p>
<p>(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の六 (略)</p>	<p>(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の七 (略)</p>
<p>(相互会社の清算に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え)</p> <p>第十八条の七 (略)</p>	<p>(相互会社の清算に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え)</p> <p>第十八条の八 (略)</p>
<p>(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の八 (略)</p>	<p>(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第十八条の九 (略)</p>

改正案	現行
<p>第二十一条 削除</p> <p>（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者</p>	<p>（有議決権事項を会議の目的に含む社員総会について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二十一条 法第六十五条第一項の規定において法第五十六条第一項の社員総会（法第百五十二条第一項に規定する計画変更決議を行う社員総会を除く。）について会社法第三百条本文の規定を準用する場合には、同条本文中「前条」とあるのは、「資産流動化法第五十六条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者</p>

又は法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者

三 (略)

(特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者については、同項中「第七百五十五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項」(これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。)の規定並びに第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項とあるのは「第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

一 (特定社債管理補助者について準用する会社法の規定の読替え)

第三十四条の二 法第二百二十七条の二第二項の規定において特定社債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

三 (略)

(特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え)

第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者については、同項中「第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、「第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項」とあるのは「並びに第七百十四条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	第七百十四条の三	第七百十四条の四 第一項第三号	第八百六十八条第四項
読み替えられる字句	第七百三条各号	第四百九十九条第一項	第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条 第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定
読み替える字句	資産流動化法第二百七条第八項において準用する第七百三条各号	資産流動化法第七十九条第一項において準用する第四百九十九条第一項	第七百十四条の七において準用する第七百七条 第七百十四条第一項及び第三項

	並びに第七百八 条第三項、第七百 三十二条、第七百 四十条第一項及び 第七百四十一条第 一項
--	---

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等  
について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社  
が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法  
の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
は、次の表のとおりとする。

第七百二十四条第 七	第七百十七条第三 項第二号	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第七百十四條の四				資産流動化法第百 二十七條の二第二 項において準用す る第七百十四條の 七
資産流動化法第百				

(特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債等  
について準用する会社法の規定の読替え)

第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社  
が特定社債を発行する場合における特定社債等について会社法  
の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
は、次の表のとおりとする。

(新設)	(新設)	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
(新設)	(新設)			
(新設)	(新設)			

第七百三十七条第 二項第二号	第七百二十九条第 一項	第七百三十五条の 二第一項	第七百七条（第七 百七十四条の七に おいて準用する場 合を含む。）	第三項（同条第二 項第三号に掲げる 行為に係る部分に 限る。）	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七	二十七条の二第二 項において準用す る第七百十四条の 七
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七百三十七条第 二項第二号	(新設)									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>二項において準用する資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百八条</p>
	<p>(削る)</p>
	<p>(削る)</p>

<p>第七百四十条第一項</p>	<p>二項において準用する資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百八条</p>
<p>第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百</p>	<p>の規定</p>

	第七百四十条第三項	
<p>補助者がある場合          理者又は社債管理          のに限り、社債管          ることができるも          により異議を述べ          権者（同項の規定          は「知れている債          権者（同項の規定          ができるものに限          異議を述べること          同項の規定により          れている債権者）          第十條第二項中「知          第二項及び第八百          、第七百八十九條</p>	<p>「知れている債権          者」とあるのは、</p>	
	<p>「知れている債権          者」とあるのは、          する</p>	

	第七百四十条第三項	
<p>下この項において          する場合を含む。以          項において準用す          七十九十三條第二          十九條第二項（第          じ。）、第七百八          十九條第二項（第          七十九十三條第二          項において準用す          する場合を含む。以</p>	<p>第四百四十九條第          二項、第六百二十          七條第二項、第六          百三十五條第二項          、第六百七十條第          二項、第七百七十          九條第二項（第七          百八十一條第二項          において準用する          場合を含む。以下          この項において同          じ。）、第七百八          十九條第二項（第</p>	<p>十條（第八百十三          條第二項において          準用する場合を含          む。）の規定</p>
	<p>資産流動化法第百          十一條第二項</p>	

	<p>にあつては当該社債管理業者又は社債管理補助者を含む。」とする。</p>	
--	--	--

	<p>同じ。）、第七百九十九条第二項（第八百二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>同項</p>
--	---	-----------

第七百四十一条第 三項	
第七百四十一条の四 第二項第一号	
資産流動化法第百 二十七条の二第二 項において準用す	

第八百六十五条第 四項	
会社法第八百六十 五条第一項	<p>項 と、第七百八十九 条第二項及び第八 百十条第二項中「 知れている債権者 (同項の規定によ り異議を述べるこ とができるものに 限る。）」とある のは「知れている 債権者(同項の規 定により異議を述 べることができる もの)に限り、社債 管理者がある場合 にあつては当該社 債管理者を含む。」 とす</p>
資産の流動化に関 する法律第百二十 九条第二項におい	とす

第八百六十八条第 四項	第七百五条第四項 及び第七百六条第 四項の規定、第七 百七条、第七百十 一条第三項、第七 百十三条並びに第 七百十四条第一項 及び第三項（これ らの規定を第七百 十四条の七におい て準用する場合を 含む。）の規定並 びに第七百十八条 第三項	第七百十八条第三 項	第七百十四条の 四第二項第一号
----------------	---	---------------	--------------------

（特定社債に関する法令の適用）

第三十六条 法第三百十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施

第八百六十八条第 四項	第七百五条第四項 、第七百六条第四 項、第七百七条、 第七百十一条第三 項、第七百十三條 、第七百十四条第 一項及び第三項、 第七百十八条第三 項 並びに	資産流動化法第百 二十九条第二項に おいて準用する第 七百十八条第三項 及び	て準用する会社法 第八百六十五条第 一項
----------------	--	--	----------------------------

（特定社債に関する法令の適用）

第三十六条 法第三百十条に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（第二十三条を除く。）及び担保付社債信託法施

行令（平成十四年政令第五十一号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

担信法第三十一条	(略)	(略)	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	(略)
			句		
	(略)	(略)			(略)
	(略)	会社法第七百七十七 条第二項		資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百七十七条第二項	
	(略)	第七百十四条の七		資産流動化法第二百二十七条の二第二項において準用す	

行令（平成十四年政令第五十一号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

担信法第三十一条	(略)	(略)	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	(略)
			句		
	(略)	(略)			(略)
	(略)	会社法第七百七十七 条第二項、第七百 十八条第一項及び 第四項、第七百二 十条第一項、第七 百二十九条第一項 並びに第七百三十 一条第三項		資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百七十七条第二項、第七百十八 条第一項及び第四 項、第七百二十 一条、第七百二十	

(略)		
(略)		
(略)		る第七百十四条の七

第五十五条 削除

(略)		
(略)		
(略)		九条第一項並びに第七百三十一条第三項

(権利者集会の招集等について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十五条 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について信託法第百八条及び第百九十一条（第五項を除く。）の規定を準用する場合には、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八条第三号	受益者が	受益証券の権利者が
第百九十一条第一	受益証券発行信託	受託信託会社等が

項 第百九十一条第四	項 第百九十一条第三				項 第百九十一条第二	項								
の受託者	受益証券発行信託	当該受託者	通知又は催告	受益者	の受託者	受益証券発行信託	の受益権	通知又は催告	当該受託者	通知又は催告を	当該受益者	受益権原簿	又は催告	の受託者が受益者 に対してする通知
受託信託会社等	当該受託信託会社	通知	受益証券の権利者	受託信託会社等	受益証券	通知	当該受託信託会社	通知を	当該権利者	権利者名簿	又は第三項の規定	により発する通知	資産流動化法第二 百四十二条第二項	

	受益権	受益証券
通知又は催告	通知	

2 | 法第二百四十二条第五項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の招集又は種類権利者集会の招集について会社法第七百十八条第一項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十八条第一項	社債を	特定目的信託の受益権を
第七百十八条第三項	社債権者は	受益証券の権利者は
	社債権者は	受益証券の権利者は

3 | 法第二百四十二条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七百十八条第三項の規定による権利者集会の招集について同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、

（書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第五十七条 法第二百四十五条第二項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において法第二百四十五條第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項から第五項まで及び第三百十二條第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	句	読み替えられる字句
	第三百十一條第三項	株式会社 本店 受託信託会社等
		読み替える字句
		本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行

第七百四十條第一項並びに第七百四十一條第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第五項において準用する第七百十八條第三項」と、「裁判の申立て」とあるのは「権利者集会の招集」と読み替えるものとする。

（書面による議決権の行使について準用する信託法等の規定の読替え）

第五十七条 法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	句	読み替えられる字句
	第一百十條第一項	知れている受益者 受益者集会参考書 類 受益者が
		読み替える字句
		受益証券の権利者 権利者集会参考書 類 受益証券の権利者が 受益証券の権利者

第三百十一條第四項及び第五項並びに第三百十二條第四項から第六項まで	
株式会社	
受託信託会社等	令（平成五年政令第三十一号）第二條第三号から第十号までに掲げる金融機関であると きは、主たる事務所。次條第四項において同じ。）

2 | 法第二百四十五條第二項の規定において同條第一項の書面による議決権の行使について会社法第三百十一條第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社法の規定</p> <p>第三百十一條第三項</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>株式会社 株主総会 本店</p>	<p>読み替える字句</p> <p>受託信託会社等 権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令</p>
<p>読み替える会社法の規定</p> <p>第一百十六條第二項</p>	<p>受益者の類</p> <p>受益者の類</p> <p>受益者</p> <p>第九條第二項</p>	<p>読み替える字句</p> <p>受託信託会社等 権利者集会 の の の</p> <p>受託証券の権利者 の の の</p> <p>受益証券の権利者 の の の</p> <p>受託証券の権利者 の の の</p> <p>第九條第二項 百四十二條第三項</p>

(権利者集会等について準用する会社法の規定の読替え)

第五十九条 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法第七百三十一条第二項の規定を準用する場合には、同項中「本店」とあるのは、「本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。第七百三十五条の二第二項において同じ。)」と読み替えるものとする。

項	第三百十一条第四	
株式会社	株主	
受託信託会社等	受益証券の権利者	第三十一号) 第二条第三号から第十号までに掲げる金融機関であると きは、主たる事務所)

(権利者集会について準用する信託法等の規定の読替え)

第五十九条 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十四条第一項及び第三項	受益者	受益証券の権利者

第二百十四條第四項	受益者	第二百十四條第四項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百九條第二項	資産流動化法第二百四十二條第三項	受益証券の権利者		
第二百十七條第一項	受益者は	第二百十七條第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
	受益証券の権利者は	第二百十七條第一項	受益証券の権利者		
第二百十七條第二項	受益者	第二百十七條第二項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
	受益権	第二百十七條第二項	特定目的信託の受益権		
第二百十八條第二項	受託者	第二百十八條第二項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
	その出席	第二百十八條第二項	受託信託会社等の代表者又は代理人の出席		

2 | 法第二百四十九條第一項（法第二百五十三條において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百十四條	株主から	第二百十四條	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株主の	第二百十四條	株主の		
第二百十四條	受益証券の権利者から	第二百十四條	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	受益証券の権利者の	第二百十四條	株主の		

第七百三十一条第二項	本店	本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第（三十一号）第二條第三号から第十号までに掲げる金融機関であると きは、主たる事務所）
第七百三十三條第四号	社債権者	受益証券の権利者
第七百三十四條第二項	当該種類の社債 社債権者に	特定目的信託の受益権 受益証券の権利者に

3 | 法第二百四十九條第二項の規定において同條第一項において準用する会社法第七百三十二條の決議の認可の申立てについては、同法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五條第四項、第七百六條第四項、第七百七條、第七百一十一條第三項、第七百十三條、第七百十四條第一項及び

(削る)

第三項、第七百八十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判」とあるのは、「資産流動化法第二百四十九条第一項において準用する第七百三十二条の決議の認可」と読み替えるものとする。

(書面による決議について準用する法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十条第三項の規定において書面による決議を行う場合について法第六十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条第一項	特定社員（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）	受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）
第六十三条第二項	社員総会 社員総会 本店	権利者集会 権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の

(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)

第六十条 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二十四条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法第二百四十二条第五項及び第二百四十三条第一項の規

第六十三条第三項	特定社員及び優先出資社員	特定目的会社	受託信託会社等
			信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)
			受益証券の権利者

(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)

第六十条の二 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二十四条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(種類権利者集会について準用する法等の規定の読替え)

第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法の規定を準用する場合には、法の規定(当該規

定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計	
第二百四十三条第一項	総元本持分	当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計	

定において準用する信託法及び会社法の規定を含む。以下この条において同じ。）中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項	総元本持分	総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計
第二百四十三条第一項	総元本持分	総元本持分	当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十条第一項	受益者が	知れている受益者 受益者集会参考書類	受益証券の権利者 権利者集会参考書類
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十条第二項	受益者に	受益者が	受益証券の権利者 権利者集会参考書類
第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十条第二項	受益者集会参考書類	受益者集会参考書類	権利者集会参考書類

	<p>第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百六条第二項</p>	<p>第二百四十五条第二項において準用する会社法第三百十一条第三項</p>	<p>受益者の</p>	<p>受益者に</p>	<p>受益者</p>	<p>第九十九条第二項</p>	<p>受益証券の権利者の</p>	<p>受益証券の権利者に</p>	<p>受益証券の権利者</p>	<p>資産流動化法第二百四十二条第三項 受託信託会社等 種類権利者集会 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十条第五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------------	-------------	-------------	------------	-----------------	------------------	------------------	-----------------	--

第二百四十五条第 二項において準用 する会社法第三百 十一条第四項	株主 株式会社	受益証券の権利者 受託信託会社等
--	------------	---------------------

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二条 (略)

2 (略)

(削る)

(代表権利者について準用する会社法の規定の読替え)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 法第二百五十九条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第七百七条の特別代理人の選任については、同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百七十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百四十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百五十九条第一項において準用する第七百七条の特別代理人の選任」と読み替えるものとする。

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 (略)

2 (略)

(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)

第六十三条 (略)

2 (略)

(削る)

3 | 法第二百六十条第六項の規定において同条第五項において準用する会社法第七十三条の特定信託管理者の解任については、同法第八百六十八条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立て」とあるのは、「資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百七条の特別代理人の選任、同項において準用する第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任及び資産流動化法第二百六十条第五項において準用する第七百十三条の特定信託管理者の解任」と読み替えるものとする。

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

<p>（投資法人に関する読替え）</p> <p>第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第五十五条	第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二	投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十三条第一項

現行

<p>（投資法人に関する読替え）</p> <p>第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える会社法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第五十五条	第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二	投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十三条第一項

	項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条	
第一項		
設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員	

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)	(削る)	(削る)

	項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条	
第一項		
設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員	
総株主	総投資主	

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七 条第一項	株主(第八百八十九 条第二項 の定款の定め	投資主

条第一項	第八百四十九	(略)		(削る)	(削る)	
株式会社等	株主等	(略)		(削る)	(削る)	
投資法人	投資主	(略)		(削る)	(削る)	

条第一項	第八百四十九	(略)		第八百四十七 条第四項		
株式会社等	株主等又は株 式会社等	(略)	追及等の訴え 第九項の責任 七項若しくは 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	発起人等	によりその権 利を行使する ことができな い単元未滿株 主を除く。）
	投資主又は投資法人	(略)			設立企画人、設立時執行 役員又は設立時監督役員 投資法人法第七十五条第 七項において準用する第 八百四十七条第三項又は 第五項の設立企画人、設 立時執行役員又は設立時 監督役員を追及す る訴え	

条第三項	第八百四十九	
取締役（監査）	株式会社等	
執行役員及び清算執行人	投資法人	

条第三項	第八百四十九	
株式交換等完	株式会社等、 株式交換等完	責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。
	投資法人	設立企画人、設立時執行 役員又は設立時監督役員 の責任を追及する訴え

第八百五十二	(略)	(削る)	(略)	
株主等	(略)	(削る)	(略)	等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人
投資主	(略)	(削る)	(略)	

第八百五十二	(略)	第八百五十一条第一項	(略)	
第八百四十九	(略)	第八百四十九条第一項	(略)	全親会社又は最終完全親会社等 株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社
投資法人法第七十五条第	(略)	投資法人法第七十五条第七項において準用する第八百四十九条第一項	(略)	投資法人

条第三項		
(略)	(略)	(略)

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)  
 第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)		読み替える会社法の規定
(削る)		読み替えられる字句
(削る)		読み替える字句

条第三項	条第一項	七項において準用する第八百四十九条第一項
(略)	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)  
 第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七	条第一項	投資主
読み替える会社法の規定	株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)	投資主
読み替える会社法の規定	株主又は同項	投資主

第八百四十九 条第一項	(略)	(削る)
株主等 株式会社等	(略)	(削る)
投資主 投資法人	(略)	(削る)

第八百四十九 条第一項	(略)	条第四項 第八百四十七 条の四第一項
株主等又は株 式会社等 責任追及等の 訴え(適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ	(略)	の発起人等 第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
投資主又は投資法人 投資法人法第七十七条の 二第三項の利益の返還を 求める訴え	(略)	投資法人法第七十七条の 二第六項において準用す る第八百四十七条第三項 又は第五項の投資法人法 第七十七条の二第三項の 利益の返還を求める訴え

<p>第八百四十九 条第三項</p>	
<p>株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人</p>	
<p>執行役員及び清算 執行人</p>	

<p>第八百四十九 条第三項</p>	
<p>株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社</p>	<p>株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等</p>
<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p>
<p>行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。</p>	

第八百五十二	(削る)	(削る)	第二項	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び	(略)	
株主等	(削る)	(削る)	(削る)	株主等	(略)	
投資主	(削る)	(削る)	(削る)	投資主 投資法人	(略)	

第八百五十二 第二項	第八百五十二 条第一項及び	第八百五十一 条第一項	第八百五十一 条第一項	第八百五十条 第三項	(略)	
第八百四十九	株式会社等	株主等	第八百四十九 条第一項	株主等	(略)	の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社
投資法人法第七十七条の	投資法人	投資主	投資法人法第七十七条の 二第六項において準用す る第八百四十九条第一項	投資主 投資法人	(略)	

条第三項	(略)	(略)
------	-----	-----

(募集投資口の引受けに関する読替え)  
 第七十三条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

条第三項	条第一項	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)	(略)

(募集投資口の引受けに関する読替え)  
 第七十三条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第二項	第二百十三條の二第一項各号	第二百十三條の二第一項各号	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百十三條の二第一項第一号
	当該各号に定める支払若しくは給付		同号に定める支払
	第二百十三條の三第一項		投資法人法第八十四条第一項において準用する第一項

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え)

第七十四条 (略)

(削る)

(略)	(略)	二百十三条の三第一項
第二百十一条第二項	第二百九条第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百九条第一項
(略)	(略)	(略)
第二百十三条の二第二項	第二百八条第一項	投資法人法第八十四条第一項において準用する第二百八条第一項
第二百十三条の二第二項	総株主	総投資主
(略)	(略)	(略)

(投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え)

第七十四条 (略)

2| 法第八十四条第二項の規定において同項において準用する会社法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条

第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会	読み替えられ	読み替える字句
--------	--------	---------

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項(第二号を除く。)及び第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	読み替える字句

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項(第二号を除く。)及び第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

社法の規定	総株主	総投資主
第八百七十八 条第一項		

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七 条第一項	株主(第八百 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)	投資主
第八百四十七	株主又は同項	投資主

第八百四十九 条第一項	(略)	(削る)
株主等 株式会社等	(略)	(削る)
投資法人	(略)	(削る)

第八百四十九 条第一項	(略)	条第四項 第八百四十七 条の四第一項
株主等又は株 式会社等	(略)	の発起人等 第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
投資主又は投資法人	(略)	投資法人法第八十四条第 四項において準用する第 八百四十七条第三項又は 第五項の投資法人法第八 十四条第一項において準 用する第二百十二条第一 項(第二号を除く。)及 び第二百十三条の二(第 一項第二号を除く。)の 規定による支払を求める 訴え

	第八百四十九 条第三項	
及び清算人	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役	株式会社等
	執行役員及び清算 執行人	投資法人

	第八百四十九 条第三項	
当該株式交換	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等
投資法人		投資法人
	項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るものに限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。	号を除く。）の規定によ る支払を求める訴え

(略)	第八百五十二 条第三項	(略)	(削る)	(略)	
(略)	株主等	(略)	(削る)	(略)	
(略)	投資主	(略)	(削る)	(略)	

(略)	第八百五十二 条第三項	(略)	第八百五十一 条第一項	(略)	
(略)	株主等	(略)	第八百四十九 条第一項	(略)	等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社
(略)	投資主	(略)	投資法人法第八十四条第 四項において準用する第 八百四十九条第一項	(略)	

(新投資口予約権者又は執行役員に関する読替え)

第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項の規定において新投資口予約権者又は執行役員<sup>の</sup>の責任について会社法第二百八十六条の三の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(削る)	(削る)	(削る)
	(略)	(略)	(略)

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十七条の四の三 法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられ	読み替える字句
---------	--------	---------

(新投資口予約権者又は執行役員に関する読替え)

第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項の規定において新投資口予約権者又は執行役員<sup>の</sup>の責任について会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)及び第二百八十六条の三の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百八十六条の二第二項	総株主	総投資主
	(略)	(略)	(略)

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十七条の四の三 法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社	読み替えられ	読み替える字句
---------	--------	---------

(削る)	(削る)	(削る)	社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	る字句
(削る)	(削る)	(削る)	

第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主	社法の規定
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	投資法人法第八十八條の 十七第四項において準用 する第八百四十七條第三 項又は第五項の投資法人 法第八十八條の十七第三 項において準用する第二 百八十六條の二（第一項 第一号及び第三号を除く 。）の規定による支払を 求める訴え	株主（第八 十九條第二 項の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未滿株 主を除く。）
			投資主

	第八百四十九 条第一項	(略)
	株主等 株式会社等	(略)
	投資法人	投資主 (略)

	第八百四十九 条第一項	(略)
	株主等又は株 式会社等	(略)
	投資主又は投資法人	(略)
	責任追及等の 訴え(適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。	投資法人法第八十八条の 十七第三項において準用 する第二百八十六条の二 (第一項第一号及び第三 号を除く。)の規定によ る支払を求める訴え

(削る)	(略)	第八百四十九 条第三項	株式会社等	投資法人
(削る)	(略)		取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	
(削る)	(略)			執行役員及び清算 執行人

第八百五十一 条第一項	(略)	第八百四十九 条第三項	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	投資法人
第八百四十九 条第一項	(略)		株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社	投資法人
投資法人法第八十八條の 十七第四項において準用 する第八百四十九条第一	(略)			投資法人

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	株主等	(略)	(略)
(略)	投資主	(略)	(略)

(新投資口予約権の発行の無効の訴えに関する読替え)

第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第八百四十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第四号	六箇月以内（公開会社でない株式会社）	六箇月以内	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	株主等	(略)	(略)
(略)	投資主	項	項

(新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え)

第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第四号	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権が新株予約権）	新株予約権	新投資口予約権

<p>第八百四十二 条第一項</p>	
<p>金額又は給付 を受けた財産 の給付の時に</p>	<p>あつては、新 株予約権の発 行の効力が生 じた日から一 年以内)</p>
<p>金額に相当する金銭</p>	

<p>第八百四十二 条第一項</p>	
<p>金額又は給付 を受けた財産 の給付の時に</p>	<p>権付社債に付 されたもので ある場合に あつては、当 該新株予約権 付社債につ いての社債 を含む。以 下この章に おいて同じ ）。</p>
<p>金額に相当する金銭</p>	<p>六箇月以内 六箇月以内</p>

(削る)	(略)	
(削る)	(略)	おける価額に 相当する金銭
(削る)	(略)	

第九百三十七 条第一項第一 号ハ	(略)	
新株予約権（ 当該新株予約 権が新株予約 権付社債に付 されたもので	(略)	おける価額に 相当する金銭 新株予約権証 券（当該新株 予約権が新株 予約権付社債 に付されたも のである場合 にあつては、 当該新株予約 権付社債に係 る新株予約権 付社債券。以 下この項にお いて同じ。）
新投資口予約権	(略)	新投資口予約権証券


(削る)

(投資主総会に関する読替え)  
 第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術

ある場合にあっては、当該新株予約権付社債について、以下の節において同じ。	

2) 法第八十八条の二十三第一項の規定において同項において準

用する会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十二条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百七十八条第二項	読み替えられる字句 総新株予約権者	読み替える字句 総新投資口予約権者
---------------------------	----------------------	----------------------

(投資主総会に関する読替え)  
 第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術

的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百八条第一項本文	(略)	第三百八条第一株	(略)	一口	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三二条第二項及び第三百五十五条第一項本文	(略)	取締役	取締役	執行役員	執行役員	第三百三二条第二項及び第三百五十五条第一項本文	取締役	執行役員
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第三百五十五条第四項	取締役、会計参与、監査役	会社	投資法人	執行役員、監督役員	執行役員	取締役、会計参与、監査役	取締役	執行役員

的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百八条第一項本文	(略)	総株主	(略)	総投資主	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三二条第二項	(略)	取締役	取締役	執行役員	執行役員	第三百三二条第二項	取締役	執行役員
第三百四条	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三百四条	総株主	総投資主
第三百五十五条第一項本文	(略)	総株主	総株主	総投資主	総投資主	第三百五十五条第一項本文	取締役	執行役員

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

(略)

(略)

(略)

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	第八百四十七 条第四項	第八百四十七 条第四項	読み替える会社法の規定
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、	株主(第八百八 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)	読み替えられる字句
	役員等	投資主	読み替える字句

(略)

(略)

(略)

第八百四十九 条第一項	(略)	
株主等 株式会社等	(略)	
投資法人	(略)	

第八百四十九 条第一項	(略)	
株主等又は株 式会社等	(略)	第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
役員等の責任を追及する 訴え	(略)	の役員等の責任を追及す る訴え

	第八百四十九 条第三項	
	株式会社等	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人
	投資法人	執行役員及び清算 執行人

	第八百四十九 条第三項	
又は義務に係 るものに限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等
	投資法人	投資法人

	(略)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	(略)	
(削る)	(略)	株主等	(略)	
(削る)	(略)	投資主	(略)	

	(略)	第八百五十条 第三項	(略)	
第八百五十条 第四項	(略)	株主等	(略)	社 である株式会
第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条(一) 第四百八十六 条第四項にお	(略)	投資主	(略)	

	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)	

第二項	第八百五十二 条第一項及び 株主等	第八百五十一 条第一項	
株式会社等	株主等	第八百四十九 条第一項	いて準用する 場合を含む。 )、第四百六 十二条第三項 (同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。)
投資法人	投資主	十九 条第一項	投資法人法第百十六 条において準用する 第八百四十九 条第一項

2 |

法第百十六条の規定において執行役員及び執行役員であった者の責任を追及する訴えについて会社法第百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百五十二 条第三項	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)
読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八百四十九 条の二	株式会社等	投資法人
第八百四十九 条の二第一号	監査役設置会 社	投資法人
	監査役（監査 役）	監督役員又は清算監督人 （監督役員又は清算監督 人）
	各監査役	各監督役員又は清算監督 人

(新設)

第八百五十二 条第三項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第百十六条に おいて準用する第八百四 十九条第一項
(略)	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十九条 法第百十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	読み替える字句

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八十九条 法第百十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七	投資法人法第百十九条第 三項において準用する第 八百四十七条第三項又は 第五項の一般事務受託者
第八百四十七 条第一項	株主(第八百八 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)	投資主
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

	第八百四十九 条第一項	(略)	
	株主等 株式会社等	(略)	
	投資法人	(略)	

	第八百四十九 条第一項	(略)	
が 生 じ た 責 任 と な っ た 事 実 で に そ の 原 因 が 生 じ た 時 ま る 行 為 の 効 力 が 生 じ た と な っ た 事 実 が 生 じ た 責 任	株主等又は株 式会社等 責任追及等の 訴え(適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任	(略)	条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
	投資主又は投資法人	(略)	の責任を追及する訴え

	第八百四十九 条第三項	
	株式会社等	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人
	投資法人	執行役員及び清算 執行人

	第八百四十九 条第三項	
又は義務に係 るものに限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等
	投資法人	投資法人

	(略)			
(削る)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項			
(削る)		株主等	株式会社等	(略)
(削る)		投資主	投資法人	(略)

	(略)			
	第八百五十条 第四項			
		株主等	株式会社等	(略)
		投資主	投資法人	(略)
	第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条(第 四百八十六			社 である株式会
	投資法人法第十九条第 三項において準用する投 資法人法第一百五 条の六 第二項			

(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

第八百五十二 条第一項及び	第八百五十一 条第一項	
株式会社等	株主等	第八百四十九 条第一項
投資法人	投資主	投資法人法第十九条第 三項において準用する第 八百四十九条第一項
		第五 条第二項 及び第 四百六 十 四 条第二 項及 第 四 百 六 十 五 条第二 項
		条第四項にお いて準用する 場合を含む。 )、第四百六 十二条第三項 (同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。) ) 、第四百六十 四 条第二 項及 第 四 百 六 十 五 条第二 項

	第八百五十二 条第三項	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)	(略)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)  
 第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の  
 規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する  
 場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のお  
 りとする。

	読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	第二項 第八百五十二 条第三項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第百十九条第 三項において準用する第 八百四十九条第一項
(略)	(略)	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)	(略)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)  
 第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の  
 規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する  
 場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のお  
 りとする。

	読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
	第八百四十七 条第一項	株主(第八百八 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株	投資主

第八百四十九 条第一項	(略)	(削る)	(削る)
株主等 株式会社等	(略)	(削る)	(削る)
投資主 投資法人	(略)	(削る)	(削る)

第八百四十九 条第一項	(略)	第八百四十七 条第四項 第八百四十七 条の四第一項	株主又は同項 の発起人等	主を除く。)	投資主
株主等又は株 式会社等	(略)	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	株主等又は株 式会社等	責任追及等の 訴え(適格旧 株主にあって は第八百四十	投資主又は投資法人 投資法人法第二百七条 第一項の規定による支払 を求める訴え

<p>第八百四十九 条第三項</p>		
<p>株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人</p>		
<p>執行役員及び清算 執行人</p>	<p>投資法人</p>	

<p>第八百四十九 条第三項</p>		
<p>株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等</p>	<p>七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。</p>	
<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p>	

(削る)	(削る)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	(削る)	(削る)	(略)	
(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	(略)	
					(略)	
					(略)	

第八百五十二 条第一項及び	第八百五十一 条第一項	第八百五十条 第三項	(略)	(略)	(略)	
株式会社等	株式会社等	株主等	(略)	(略)	(略)	当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社
投資法人	投資主	投資主	(略)	(略)	(略)	
					(略)	

第八百五十二 条第三項	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)

(投資法人債管理者に関する読替え)

第九十六条 法第三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百四 条	社債権者	投資法人債権者
第七百七 条	社債の	投資法人債の
	社債権者と	投資法人債権者と
	社債権者の	投資法人債権者の
第七百八 条及び 第七百九 条	社債権者	投資法人債権者
	社債権者集 会	投資法人債権者集 会
第二項		

第二項	第八百五十二 条第三項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第二百七 条第二項において準用する 第八百四十九条第一項
(略)	(略)	株主等	投資主
(略)	(略)	(略)	(略)

(投資法人債管理者に関する読替え)

第九十六条 法第三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百十 条第二項、第七 百一十一 条第一項	社債発行会社	投資法人債発行法人
第七百十二 条、第七百十 三条並びに第 七百十四 条第一項、第 七百十四 条第二項		

第八百六十八	社債	投資法人債
		投資法人債権者には
第四百	社債権者集会	投資法人債権者集会
		投資法人債権者には
第七百十四	社債発行会社	投資法人債発行法人
		投資法人債権者集会
第七百十四	社債の	投資法人債の
		投資法人債権者の
第七百十四	社債権者集会	投資法人債権者集会
		投資法人債発行会社
第七百十三	社債発行会社	投資法人債発行法人
		投資法人債権者集会
第七百十二	社債の	投資法人債の
		投資法人債発行会社
第七百十一	社債権者集会	投資法人債権者集会
		投資法人債発行法人
第七百十	社債発行会社	投資法人債発行法人
		投資法人債権者には
第七百十	社債の	投資法人債の
		投資法人債権者
第七百十	社債権者集会	投資法人債権者集会
		投資法人債権者には

及び第四項



第七百十四条 の四第三項第 一號	社債	投資法人債
第七百十四条 の四第四項	社債の 社債権者	投資法人債の 投資法人債権者
第七百十四条 の五第二項	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条 の七において 準用する第七 百十一条第一 項、第七百十 三条並びに第 七百十四条第 一項、第二項 及び第四項	社債発行会社	投資法人債発行法人
第八百六十八 条第四項	社債	投資法人債

第九十七条 (投資法人債権者集会等に関する読替え)  
法第三百三十九条の十第二項の規定において投資法人

第九十七条 (投資法人債権者集会等に関する読替え)  
法第三百三十九条の十第二項の規定において投資法人

が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債管理補助者又は投資法人債権者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定 第七百十七條第二項	読み替えられる字句 社債発行会社	読み替える字句 投資法人債発行法人
(略)	第七百十七條第三項第二号	第七百十四條の七	投資法人法第百三十九條の九の二第二項において準用する第七百十四條の七
(略)	第七百十八條第一項及び第二項	社債発行会社	投資法人債発行法人

が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える会社法の規定 第七百十七條第二項並びに第七百十八條第一項及び第二項	読み替えられる字句 社債発行会社	読み替える字句 投資法人債発行法人
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)

第七百二十三 条第三項	(略)	(略)
第七百二十四 条第二項第二 号	第七百十四條 の四第三項（ 同条第二項第 三号に掲げる 行為に係る部 分に限る。）	投資法人法第百三十九條 の九の二第二項において 準用する第七百十四條の 四第三項（同条第二項第 三号に掲げる行為に係る 部分に限る。）の規定並 びに
第七百二十九 条第一項	(略) 第七百七条（ 第七百十四條 の七において 準用する場合 を含む。）	(略) 投資法人法第百三十九條 の九第八項又は投資法人 法第百三十九條の九の二 第二項において準用する 第七百十四條の七におい て準用する第七百七条
第七百二十九 条第二項、第 七百三十一條 第二項及び第 三項、第七百	(略)	(略)

第七百二十三 条第三項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
第七百二十九 条第一項	(略) 第七百七条	(略) 投資法人法第百三十九條 の九第八項において準用 する第七百七条
第七百二十九 条第二項、第 七百三十一條 第二項及び第 三項、第七百	(略)	(略)



	<p>債権者」とあるのは、第七百八十九条第二項及び第八十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る、社債管理者又は社債管理補助</p>	<p>あるのは、する</p>
--	---	----------------

	<p>九条第二項及び第八十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る、社債管理者がある場合には当該社債管理者を含む）」とする</p>	
--	--	--

(略)	第七百四十一 条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	者があ る場合 にあつ ては当 該社債 管理 者又は 社債管 理補 助者 を含む 。一と する。	代表社債 権者	代表投資 法人債 権者	(略)	(略)	(略)	(略)	第七百四十一 条第三項	代表社債 権者	代表投資 法人債 権者	(略)	(略)	(略)	(略)	第七百十四 条の四第 二項第一 号	投資法人 法第百三 十九条の 九の二第 二項にお いて準 用する第 七百十四 条の四第 二項第一 号

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八條 法第百三十九條の十一に規定する政令で定める法令

(略)	第七百四十一 条第二項及 び第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	代表社債 権者	代表投資 法人債 権者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八條 法第百三十九條の十一に規定する政令で定める法令

は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債権者、代表投資法人債権補助者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

担信法第三十	(略)	(略)	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二三条第三項	(略)	(略)	担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二三条第三項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八
会社法第七百	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八
投資信託及び投資法人に	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の八

は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債権者、代表投資法人債権補助者、投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

担信法第三十	(略)	(略)	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二三条第三項	(略)	(略)	担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二三条第三項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八
会社法第七百	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八
投資信託及び投資法人に	(略)	(略)	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八



	(削る)
	(削る)
	(削る)

	第八百七十条第二項第二号
第八百七十条第二項、第一百九十二条、第一百九十三条第二項(第九十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八條第二項、第八百七条第二	第一百七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第九十三条第二項(第九十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第八百七条第二
	投資法人法第四十一条第五項において準用する第一百七条第二項

	(削る)	
	(削る)	

(吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項から第九

	項又は第八百九条第二項	
	株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)	投資口

(吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における

項まで及び第七百八十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(略)	読み替える会社法の規定
(削る)	(略)	読み替えられる字句
(削る)	(略)	読み替える字句

同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百七十条第二項第二号	(略)	読み替える会社法の規定
第九十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項	(略)	読み替えられる字句
投資法人法第四十九条の三第四項において準用する第七百八十六条第二項	(略)	読み替える字句

	(削る)
	(削る)

<p>第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項又は第八百九條第二項株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）</p>	<p>投資口</p>

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第七百八十八条(第八項を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十八条第一項	新株予約権買取請求	新投資口予約権買取請求	消滅株式会社等	読み替えられる会社	読み替えられる字句	読み替える字句

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十八条第一項	新株予約権買取請求	新投資口予約権	新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(削る)	(略)	
(削る)	(略)	
(削る)	(略)	

第八百七十条 第二項第二号	(略)	
第九十四条第四 項において準 用する第七百八十八 条第二項	(略)	社債の買取り の請求があつ たときは、当 該社債を含む 。以下この条 において同じ 。) 消滅株式会社 等 吸収合併存続 会社
投資法人法第四百九 条の三の二第四項 において準用する 第七百八十八条 第二項	(略)	吸収合併消滅法人 吸収合併存続法人

(削る)	
(削る)	

用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項又は第八百九條第二項	
株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において	新投資口予約権


(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百一条 法第四百九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百九十七条第五項から第九項まで及び第七百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(略)	読み替える会社法の規定
(削る)	(略)	読み替えられる字句
(削る)	(略)	読み替える字句

		当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。

(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百一条 法第四百九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百七十条 第二項第二号	(略)	読み替える会社法の規定
第一百七条第二項、第一百九条第二項、	(略)	読み替えられる字句
投資法人法第四百九条の八第四項において準用する第七百九十八条第二	(略)	読み替える字句




(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第二百二条 法第四百九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項から第九項まで及び第八百七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会	読み替えられ	読み替える字句
--------	--------	---------


(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第二百二条 法第四百九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）

読み替える会	読み替えられ	読み替える字句
--------	--------	---------

(削る)	(略)	社法の規定
(削る)	(略)	る字句
(削る)	(略)	

第八百七十条第二項第二号	(略)	社法の規定
第百十七条第二項、第百十九条第二項、第百八十二条の五第二項、第百九十三条第二項(第百九十四条第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八	(略)	る字句
投資法人法第百四十九条の十三第四項において準用する第八百七条第二項	(略)	

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）  
 第二百二条の二 法第四百十九条の十三の二第四項の規定において

	(削る)	
	(削る)	

（新投資口予約権買取請求に関する読替え）  
 第二百二条の二 法第四百十九条の十三の二第四項の規定において

条第二項、第 八百七条第二 項又は第八百 九条第二項 株式又は新株 予約権（当該 新株予約権が 新株予約権付 社債に付され たものである 場合において 、当該新株予 約権付社債に ついての社債 の買取りの請 求があったと きは、当該社 債を含む。）	投資口	

同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第八百九条（第八項を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百九条第一項	(略)	(略)	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				新株予約権買取請求 消滅株式会社等 新設合併をする場合における新設合併設立会社 新設合併設立会社 設立会社 、設立会社	新投資口予約権買取請求 新設合併消滅法人 新設合併設立法人 、新設合併設立法人	

同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百九条第一項	(略)	(略)	(略)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				新株予約権買取請求 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつ	新投資口予約権 新投資口予約権	

(削る)	(略)	
(削る)	(略)	
(削る)	(略)	

第八百七十条第二項第二号	(略)	
第一百七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、	(略)	たときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。
投資法人法第四百九条の十三の二第四項において準用する第八百九条第二項	(略)	新設合併株式会社等 新設合併をする場合における新設合併設立会社 新設合併設立会社 新設合併設立法人 新設合併消滅法人

(削る)	
(削る)	

新株予約権が	第九十三條第二項(第九十四條第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第八百七十九條第二項、第八百七十九條第二項又は第八百九十二條第二項
株式又は新株予約権(当該新株予約権が)	新投資口予約権


(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八百八条 法第五十四條の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	読み替える会社法の規定	読み替える字句
(削る)		読み替えられる字句
(削る)		読み替える字句

		新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。

(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第八百八条 法第五十四條の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	株主(第八百十九條第二項)
		読み替える字句	投資主

第八百四十九	(略)	(削る)	(削る)	
株主等	(略)	(削る)	(削る)	
投資主	(略)	(削る)	(削る)	

第八百四十九	(略)	第八百四十七 条第四項	第八百四十七 条第四項	
株主等又は株	(略)	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	発起人等 主を除く。)	の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)
投資主又は清算投資法人	(略)	清算監督人の責任を追及 する訴え	清算執行人又は清算監督 人	清算執行人又は清算監督 人

第八百四十九		条第一項
株式会社等		株式会社等
清算投資法人		清算投資法人

第八百四十九		条第一項
株式会社等、	<p>         式会社等          責任追及等の          訴え（適格旧          株主にあつて          は第八百四十          七条の二第一          項各号に掲げ          る行為の効力          が生じた時ま          でにその原因          となつた事実          が生じた責任          又は義務に係          るもの限り          、最終完全親          会社等の株主          にあつては特          定責任追及の          訴えに限る。       </p>	清算 執行人又は清算監督 人の責任を追及する訴え
清算投資法人		

条第三項 第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	(略)	(略)	(略)	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人並 びにこれらの 者であつた者
				清算執行人及び清算執行 人であつた者
				株式会社等 株主等
投資主	清算投資法人	(略)	(略)	(略)

条第三項 第八百五十条 第三項	(略)	(略)	(略)	株式会社交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等
				清算投資法人
				株式会社等 株主等
投資主	清算投資法人	(略)	(略)	(略)

	(削る)
	(削る)
	(削る)

	第八百五十条 第四項	
第五十五条、 第一百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第一百二十条第 五項、第二百 十三条の第二 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条(第 四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 )、第四百六 十二条第三項 (同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分	投資法人法第百五十四条 の四第二項	

(略)	第八百五十二 条第三項	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	株主等	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	投資主	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

2 法第百五十四條の七の規定において清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九條の二(第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する場合

(略)	第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第五十四條 の七において準用する第 八百四十九條第一項	投資主	投資主
(略)	第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	清算投資法人	投資主	投資主
(略)	第八百五十二 条第三項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第五十四條 の七において準用する第 八百四十九條第一項	株主等	株主等
(略)		第五條第二項	投資主	株主等	株主等

(新設)

における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条の二	株式会社等	清算投資法人
第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社	清算投資法人
	監査役（監査役）	清算監督人（清算監督人）
	各監査役	各清算監督人

（清算に関する読替え）

第百十二条 法第六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項（第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（清算に関する読替え）

第百十二条 法第六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項（第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>第八百七十四 条第一号</p>	<p>第八百七十条 第一項第一号 に規定する一 時取締役、会 計参与、監査 役、代表取締 役、委員、執 行役員若しくは 代表執行役の 職務を行うべ き者、清算人 、代表清算人 、清算持分会 社を代表する 清算人、同号 に規定する一 時清算人若し くは代表清算 人の職務を行 うべき者、検 査役、第五百</p>	<p>清算執行人、清算監督人 、第八百七十条第一項第 一号に規定する一時清算 執行人若しくは清算監督 人の職務を行うべき者、 投資法人法第五十七条 第三項において準用する 第五百一条第一項の鑑定 人又は投資法人法第六 十一条において準用する 第五百八条第二項の帳簿 資料の保存をする者の選 任</p>
------------------------	--	--

<p>第八百七十四 条第一号</p>	<p>第八百七十条 第一項第一号 に規定する一 時取締役、会 計参与、監査 役、代表取締 役、委員、執 行役員若しくは 代表執行役の 職務を行うべ き者、清算人 、代表清算人 、清算持分会 社を代表する 清算人、同号 に規定する一 時清算人若し くは代表清算 人の職務を行 うべき者、検 査役、第五百</p>	<p>清算執行人、清算監督人 、第八百七十条第一項第 一号に規定する一時清算 執行人若しくは清算監督 人の職務を行うべき者、 投資法人法第五十七条 第三項において準用する 第五百一条第一項の鑑定 人又は投資法人法第六 十一条において準用する 第五百八条第二項の帳簿 資料の保存をする者の選 任</p>
------------------------	--	--

	<p>一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは</p>

	<p>一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七</p>

者の特別代理人又は第七百十四条第三項(第七百十四条の七において準用する場合を含む。)の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選	
定	

(資産運用会社の責任を追及する訴えに関する読替え)  
 第二百二十七条 (削る)

	百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定

(資産運用会社の責任等に関する読替え)  
 第二百二十七条 法第二百四条第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替える会 社法の規定	読み替える会社法の規定
第四百二十四	総株主	総投資主

法第二百四十四条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

2) 法第二百四十四条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条			
第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主	
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項	投資法人法第二百四十四条第 三項において準用する第 八百四十七条第三項又は 第五項の資産運用会社の 責任を追及する訴え	
第八百四十七 条第一項	株主（第八百 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。）	投資主	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

	第八百四十九 条第一項	(略)	
	株主等 株式会社等	(略)	
	投資法人	(略)	

	第八百四十九 条第一項	(略)	
若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	株主等又は株 式会社等	(略)	
	投資主又は投資法人	(略)	資産運用会社の責任を追 及する訴え

	第八百四十九 条第三項	
	株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	
	投資法人 執行役員及び清算執行人	

	第八百四十九 条第三項	
最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社
	投資法人	投資法人

(略)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	(削る)
(略)	株式会社等 株主等	(削る)
(略)	投資法人 投資主	(削る)

(略)	第八百五十条 第三項	(略)
(略)	株式会社等 株主等	(略)
(略)	投資法人 投資主	(略)
(略)	第八百五十条 第四項	第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条(一) 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。
(略)	投資法人法第二百四条第 三項において準用する第 四百二十四条	

第八百五十二 条第三項	(削る)	(削る)	
株主等	(削る)	(削る)	
投資主	(削る)	(削る)	

第八百五十二 条第三項	第八百五十二 条第一項及び 第二項	第八百五十一 条第一項	
第八百四十九 条第一項	株式会社等	株主等	(削る) 第四百六 十二条第三項 (同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。)
投資法人法第二 百四十四条第 三項において準 用する第	投資法人	投資主	第四百六十 四条第二項及 び第四百六十 五条第二項
		投資法人法第二 百四十四条第 三項において準 用する第 八百四十九条 第一項	

(略)	
(略)	
(略)	

(略)	
(略)	株主等
(略)	投資主 八百四十九条第一項

改正案	現行
<p>（組織変更による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第三十条 更生計画の定めにより組織変更（保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更後株式会社（法第九十七条第一項に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この章において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで、第十号及び<u>二並びに第十一号</u>に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（組織変更株式交換による変更の登記の申請書の添付書面）</p> <p>第三十三条 更生計画の定めにより組織変更株式交換（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更株式交換完全親会</p>	<p>（組織変更による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第三十条 更生計画の定めにより組織変更（保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更後株式会社（法第九十七条第一項に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この章において同じ。）についてする登記の嘱託書又は申請書には、保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで<u>並びに第十号</u>及び<u>二</u>に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面も、同様とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（組織変更株式交換による変更の登記の申請書の添付書面）</p> <p>第三十三条 更生計画の定めにより組織変更株式交換（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。次項において同じ。）をしたときは、組織変更株式交換完全親会</p>

社（同条第二項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。）がする当該組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、同法第九十六条の十四第二項において準用する商業登記法第八十九条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで並びに第十号ハ及びニに掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面（更生会社に関するものに限る。）も、同様とする。

一・二（略）

2  
（略）

社（同条第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。）がする当該組織変更株式交換による変更の登記の申請書には、同法第九十六条の十四第二項において準用する商業登記法第八十九条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する保険業法第九十六条の十四第三項第三号、第七号から第九号まで並びに第十号ハ及びニに掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面（更生会社に関するものに限る。）も、同様とする。

一・二（略）

2  
（略）

改正案

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ）に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	第百十一条第五項	前各項に	第一項及び前二項に
				前各項の	第一項又は第二項	第一項

現行

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ）に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	第百十一条第五項	前各項に定める	第一項及び前二項に定める
				前各項	第一項又は第二項	第一項

<p>2 7 (略)</p> <p>(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理業者（改正法附則第二条第十三項に規定する保険契約管理業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一 改正法附則第二条第十二項の規定による承認</p> <p>二 改正法附則第二条第十四項の規定による届出の受理</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>2 7 (略)</p> <p>(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理業者（改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一 改正法附則第二条第十一項の規定による承認</p> <p>二 改正法附則第二条第十三項の規定による届出の受理</p> <p>3 5 (略)</p>
--	--